

# アメリカにおける謙譲的司法審査理論の展開（2）

紙野 健

二

- はじめ
- 一 謙譲的審査の構造と定着  
二 判例の展開（以上前号）  
三 謙譲的審査の展開
- 1 構成
- （1）審査の二段階論  
（2）文言の明瞭性と議会意思  
（3）合理性の吟味
- 2 適用範囲
- （1）争点の性質  
（2）管轄権  
（3）権限の委任  
（4）対象行為  
（5）行政機関の地位

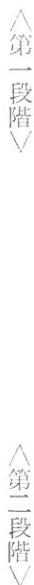
### 三 謙譲的審査の展開

#### 1 構成

右の概観を含めて、判例の展開は、前稿においてのべたような Chevron 判決の謙譲的審査理論をめぐる技術的諸問題をどのように把握しがち構成してきたのであろうか。以下では同判決の構造に即して、これらをあらためて整序してみよう。

##### (1) 審査の一一段階論

まず、Chevron 判決のいう「一一段階論」の枠組はその後の判例においてはどのような展開をみせたのであろうか。このような観点からこの「一一段階論」を図式的に示し、とりあえず数量的にこれを概観すれば以下のようにいふことができる。



#### Chevron 判決適用

- (1) 議会意思明瞭 (始審的審査) 「問題はそれで終わりである」
- (2) 議会意思あいまい (合理性審査)
  - (1) 機関の決定、合理的である
  - (2) 機関の決定、合理的でない

判例は、Chevron 判決の審査範囲理論が適用された場合に、(1)第一段階で議会意思が明瞭とされるか、それとも(2)あいまいとされるかにこれを分けることができる。右の(1)において、機関の決定がこれと適合しているか否かの審査がありうるが、同判決ではそれで問題は終わりであるとしてこの審査に言及しておらず、一般にも関心が示されていない。次に(2)において、審査は(1)機関の決定が合理的と判定されるか、それとも(2)合理的でないと判定されるかである。機関の解釈が適法とされるのは、(1)または(2)(1)の場合であるが、実際にはほとんど(2)(1)であり、(1)でこれにあたるのは皆無である。これに対して違法とされるのは、(1)または(2)(2)の場合であるが、逆に(1)がほとんどであり、(2)(2)は皆無である。したがって、第一段階で議会意思をあいまいとしつつ、第二段階で機関の解釈が合理性を欠くと判断した例は最高裁においてはほとんどみあたらぬ<sup>(36)</sup>。このことから、最高裁においては議会意思のあいまいさはほとんど例外なく機関の解釈の容認に帰結するのであり、Chevron 判決の第一段階での合理性の審査は、事実上単なる消極主義的審査に他ならないとの評価が可能となろう。

右のようにして、Chevron 判決によって示された謙譲的審査範囲理論は、その後の展開によつても技術的に審査範囲を全部的に規律する理論とはいひ難い部分がある。すなわち、第一に、議会意思が明瞭である場合に、これに照らして機関の行為の適否の判定が行われることに言及していない点である。さもなければ、この場合には始審的審査に服することが自明の事柄であるからと説明する他はない。第二には、議会意思があいまいである場合に、合理性の審査の具体的あり方に言及していない点である。これらからすると、裁判所は議会意思が明瞭であるとのべるのは、機関の決定を違法とする場合であり、あいまいであるとのべるのはこれを適法とする場合であるとの公式が事実上成立しているかにみえる。したがって、この枠組にもなお機関の行為に対する裁判所による適否の判断がすでに混入し

## 説ており、審査範囲理論としての客観性あるいは完結性に疑問が残るのである。

## (2) 文言の明瞭性と議会意思

先に列举した判例における争点は、それぞれの法律上の「固定汚染源」、「変更してはならない」、および「合衆国水域」等の概念の解釈であったが、それをめぐって対立を示し、かつそれをおいて判決を事实上左右する決定的な意義を持ったのは、争点とのかかわりにおいて議会意思が明瞭かあいまいかという問題であった。争点に含まれるはずの利害の調整であれ行政の民主主義的基礎づけであれ、さまざまな価値的な要素の存在にもかかわらず、抽象的なこの問題がかくも重要な意味を持つのは、ひとえに右のような審査範囲の理論的構成の故であるといって過言ではない。

(1)にはさしあたり二つの問題がある。第一は、議会意思の認定についての対立である。Chevron 判決においては議会意思があいまいであることについて全員一致であったものの、以後の諸判決においては、議会の意思についてどのような認定がなされるにせよ、僅差によって多数が形成されたにすぎない場合や、しかも少数意見の強い異論をともなっている場合が少なくない。次に、Stevens 自身が少なからぬ事件において少数意見にまわり、議会意思をあいまいと認定した多数意見に反して、その明瞭性を主張している点である。これをどのように理解するかの問題は先に指摘した。このようにして、Chevron 以後の判決においては議会意思の認定に積極的な傾向と消極的な傾向が並存し、後者が優勢と一応はいえるが、同判決によつて根本的な転換を示したか否かの評価は一致しない。<sup>(37)</sup>個々の判決においていずれの傾向が多数を占めるかについての予測の困難さが、もとより多様な法律の解釈に際して、そこでの概念が明瞭かあいまいかなどという二分論的な問題設定の仕方自体の持つ主觀性ないし恣意性の故であることは明

白であろう。<sup>(33)</sup>

そこで第二に、Chevron 判決を適用する場合に問題となるのは、裁判所が何をもって議会意思とみなすか、すなわち「議会が当の争点について直接語っている」とは果たして何を意味するのかである。右以後の諸判例においても、そのことについて合意が存在するとはいえず、概していえば、これを法律の文言自体に限定しようとすると傾向と、それ以外の立法史、法の目標、趣旨目的、または法政策などをも含めてそれを類推しようとする傾向がある。それが裁判所の払う謙譲といかかる関係に立つかは一個の論点ではあるが、前者の傾向は、Scalia の判事就任によって最高裁内部で明瞭な一つの勢力を形成しており、傾向的には行政ないし執行権の権限と裁量の拡大に包括的な承認を与えるとする司法消極主義と一致する。<sup>(34)</sup> これに対して、後者は右ほど明瞭ではないが司法積極主義を含む傾向ということができよう。Chevron 判決自体は、その意見が Stevens によってのべられたことからも容易に理解できるように、その後 Scalia による同判決の極端な理解の是非をめぐって最高裁内部において鋭い対立をみている。

さらにこののような対立は司法審査の機能のあり方の把握とともに、審査に際しての議会意思の認定に対する姿勢あるいは当該立法についての価値判断とも関連していることに注意を要するが、このことが直ちに判決を左右するか否かは別であって、推論課程が異なるにすぎない場合には、全員一致意見または多数意見に対して補足意見が対立を示すことになるのはいうまでもない。<sup>(41)</sup>

### (3) 合理性の吟味

議会意思があいまいである場合の第二段階としての合理性の審査が、理論的には重要な位置を占める可能性を持つことは、多くの学説が指摘するところであった。<sup>(42)</sup> すなわち、いわゆる合理性の審査といえどもその内容は一義的なも

## 説論

のではないから、これによつては Chevron 判決における一段階論の枠組自体が直ちに譲讓的審査を意味するものではなく、仮に議会意思があいまいであるとしても、当該機関の行為が合理的か否かの審査が厳密であれば、積極的審査に転じる可能性を持っていたからである。そこで問題は、その後の判例において右の合理性の吟味がどのようなものかである。しかし、先に一瞥したように、最高裁が機関の行為について合理的と結論を下す場合にも、あるいはその前段階としての議会意思があいまいであることに長々と言及しても、合理性についての説明を行わないのが一般的である。また、下級審段階ではともかく最高裁においては、この第一段階において右のような積極的な合理性の審査を行つたうえで機関の行為の適否を判定した例は僅少である。

もつとも、先に述べたように Chevron 判決に言及せず積極主義的な合理性の審査を採用している例が少なくない<sup>43)</sup>とともにこれを看過することができない。例えば、Stevens はある判決の法廷意見の中で合理性の判定につき以下のようになげてゐる。「決定に対する機関の説明の根拠が、基礎となつた事実となされた選択との間の合理的な関連を含まなければならぬ」というのは、行政法の一つの原理である。<sup>(43)</sup>

」のように、Chevron 判決に依拠した譲讓的審査の第一段階におけるこれに言及しない場合のそれとでは、合理性の審査はあたかも異なつた内容を持つものと觀念されているかのとくであり、これについての整合的な説明は、きわめて困難であろうと思われる。してみれば、裁判所が審査範囲問題に言及するのは消極主義を採用するときであるにすぎないとかつての Davis の指摘は<sup>(44)</sup>、Chevron 判決以降もなおなりの部分において妥当するし、ここでも争点についての判定が混入させられることによって、審査範囲の明確な理論的一貫性の実現が妨げられているといわざるをえない。

## 2 適用範囲

すでに述べたように、Chevron 判決は謙譲的審査の適用範囲について明確な認識を示していたわけではない。<sup>(45)</sup>これに対して最高裁は、その後技術的操作をつうじて限定の試みとイデオロギー的拡大という相矛盾する二つの傾向を並存させて展開することになる。以下にこれを判例に即して具体的に検討してみよう。

### (1) 爭点の性質

最高裁自身が審査範囲理論の適用について争点の性質を根拠として限定論をのべているものとして、例えば、右にのべた Cardoza-Fonseca 判決がある。いのちでは、「狭い法的問題」あるいは「純粹の制定法解釈の問題」と「混合問題」とを区別しつゝ、難民認定についての「移民国籍法上の二つの基準の異同についての議会意思の決定は、裁判所が決すべき制定法上の純粹の解釈問題である」と構成された。そして最高裁の多数意見は、このより厳密な審査にしたがって議会意思が右の二つの基準を同一のものとしたとはいえないとの結論を下した。ここでは、法解釈上の争点として、機関の解釈に対して「狭い法的問題」あるいは「純粹の制定法解釈の問題」と、謙譲の意を示すべき解釈問題とを区別して、前者については謙譲は適用されずなお裁判所が決すべきであるとのべた。<sup>(46)</sup>これを Chevron 判決の審査範囲理論の新たな技術的限定論と称することができる。もともと、同時に何が「純粹の」問題かは、これをのべる法廷意見によつてもなお明らかにはなっていない。

また、Food & Commercial Workers 事件判決の全員一致意見においても、Brennan によって Cardoza-Fonseca 判決に依存した限定論がのべられている。「我々は議会の権限にしたがつて公布された関連規則の効力を、Cardoza-Fonseca 判決において定められた基準の下で……審査する。」「いの原則の下で、我々は、法律の解釈が合

説

理的で制定法と適合する限りにおいて同委員会（NLRB—紙野註）に譲讓を与えてきたのである。<sup>(47)</sup> これは、Brennan が、特定の争点につき制定法が沈黙しているかまたはあいまいな場合には、裁判所にとっての問題は機関の回答が制定法の許容しうる解釈にむづいでいるか否かであるとの Chevron 判決の公式を引用しつゝ、これとは異なる純粹の解釈問題については「伝統的手段」によって審査するとのべていることに注目しうる。

Scalia は、右の Food & Commercial Workers 判決における補足意見として、これに強い異論を述べている。すなわち、Cardoza-Fonseca 判決の傍論に「したがわねばならなかつたのなら、我々は『機関の規制についての立場が許容しうるか否か』を単に『決するのではなく』、この争点を結論的権威的に決していることであろう。」しかし、いずれの事件においても「正しく判決が下されたのは、機関に委ねられた義務の機関による法執行に関連して、『制定法が沈黙しているかまたはあいまいである』——それは Chevron 判決においてのべられた譲讓のテストである——からにすぎない。」<sup>(48)</sup> Scalia によれば、本判決における全員一致意見のような審査範囲理論は Chevron 判決の容認するところではないという。

かくして、本案判決の帰趨とは別個に、Chevron 判決からいかなる審査範囲理論を導き出すかについて最高裁において新たな対立が生じており、学界においても一つの論争点を形成しているのである。<sup>(49)</sup>

## （2）管轄権

行政機関の管轄権の存否が争点となる場合において、譲讓的審査が適用されるか否かに関する Chevron 判決は言及していないが、その後の判例はこの扱いについて一致していない。先にのべた Dimention Financial 判決は管轄権の存否が実質的な争点であったが、最高裁はこれを右の審査範囲の問題とらえるのではなく、法律の規定はそれ

を認めないことにおいて明瞭であるとして謙譲を排除した。これに対して、Riverside Bayview 判決では、法律が管轄権の存在を明瞭に肯定しているとしていた。いずれの場合にも、ある問題について行政機関が管轄権を持つか否かの判定のために裁判所が議会の意思を探索せんとすること自体について、疑問を示す意見はみられなかった。したがって、管轄権の存否が争点である場合には、それについての議会意思如何が問われていたのであって、そこでは謙譲的審査の適用範囲の問題としては意識されていなかつたといつてよい。

これに対して Mississippi Power 事件判決<sup>(50)</sup>に至って、この問題をめぐって最高裁は内部で意見を異にした。Scalia は補足意見において Chemical Manufacturers 判決等を引用しつゝ、「我々はこの謙譲原則がその権限の限定を意図する制定法の機関による解釈に適用されると判示してきた」とし、やむに「謙譲原則が自身の制定法上の権限または管轄権の解釈にも適用されることは、確立された法である」として、ここでの謙譲的審査の適用を当然視した。これに対し、Brennan らは少數意見においてこれに強く反対し、同様の判決を引用しつゝも、制定法が機関の管轄権の範囲を議会によって適用を意図された領域に限定する狙いを持つている場合には Chevron 判決は適用されないとのべた。<sup>(51)</sup> したがって、いじでも謙譲的審査の適用範囲の問題が一個の争点となってきたものの、いずれの見解が法廷において多数を制するかは、これが判決の結論を直ちに左右するものではないこともあってかなお明らかではない。

### (3) 権限の委任

前稿において指摘したように、Chevron 判決は法律の「あいまい」を委任の存在とみなすものであったから、これを謙譲的審査の適用に即していくならば、「黙示的委任」についてまでこれを認めるきわめて包括的なものであ

つた。これに対する異論は学説において多く、議会が法解釈権限または立法的権限を明示的に委任したと解される場合にのみ、この審査が適用されるべきだととの主張は少なくなかった。<sup>(53)</sup> すなわち、それは Chevron 判決の二段階のうち第一段階の議会意思に重きをおき、その意思の積極的な認定をつうじて謙譲的審査の可能性を限定しようとする主張であった。

先に詳細にのべた諸判例においては、いずれも明示的な授権規定が存在しており、この問題は特に論すべき事項ではなかつた。しかし九〇〇〇年にあって、最高裁は Adams Fruit Co. 事件判決において、「Chevron 判決の下での謙譲の前提条件は、行政権限の議会委任である」とのべ、謙譲的審査が委任権限の行使についてのみ適用され、連邦制定法の下での司法的救済の範囲に関する労働省の意見表明は、機関が当該問題について規制権限を持たないから、謙譲を受ける資格がないとした。しかし委任がない場合に機関が定める規範が一律にこのようないくつかの判定を受けるとは必ずしもいえない。それは次において触れる規則の法的性質および根拠規定の存否と関連しているからである。

#### (4) 対象行為

Chevron 判決は EPA の定めた立法的規則に関するものであつたから、その審査範囲理論が右の行為に限定されるとの理解は十分成り立つ。すでにのべたように、学説の中にもこの立場にたつて Chevron 判決の限定論を主張するものが少くはない。<sup>(54)</sup> この見解は、例えば法律の根拠を有する立法的規則と異なり、それ自体法的強制力のない解釈的規則にまで裁判所の謙譲は及ばないとして、Chevron 判決の審査理論が適用されないと云ふのである。また実体的権限または解釈権限の委任の存否という側面に引きつければ、右に加えて裁決という法行為も含めたりえども、なおも対象行為をこれらに限定しうるかもしれない。しかし、むしろ最高裁においては「Chevron の法理は、

機関による全ての制定法解釈の審査に適用されている」といえるほど、このような限定論にはさして注意が払われていない。解釈的規則については、かねてから立法的規則と同様の権威をこれに与える例もないではなかったから、Chevron 判決以降はこれをも根拠として裁判所の謙譲を導き出す例がある。<sup>(58)</sup> したがって、Chevron 判決の拡大解釈というよりは、むしろこれを利用しつつ機関の解釈を追認しているといった方が正確であろう。

### (5) 行政機関の地位

Chevron 判決のように、裁判所の行政解釈に対する謙譲の根拠の一つを、当該機関が国民の意思を直接的に体現した大統領の指揮監督を受けること<sup>(59)</sup>に求め、これに民主的な意義づけを与えるなら、その適否はともかくとしてここに謙譲の適用範囲の限定もまた可能であろう。したがって、第一には独立行政委員会の行為について裁判所によりその解釈が謙譲を扱われる対象たりうるか否かが問題となりうる。行政権のうち大統領から相対的に独立した行政委員会の権限行使については、Chevron 判決のいうような「民主的」性格は存在しないからである。これについてはさしあたり以下のような説明が可能かもしれない。まず、独立行政委員会においては右のような国民の意思を体現する機関の指揮監督に服するという「民主的」性格が存在しないとしても、行政の専門性なり技術性を根拠として謙譲を導きうる。行政委員会の組織や権限行使の「民主的」性格は、議会または参加の保障に起源を持つものであって大統領のそれとは根本的に異なるからである。しかし、最高裁はこの点につきとくに注意を払うことなく、同様に右の審査を適用している。<sup>(60)</sup> この点の整合的な説明なくして行政委員会の行為についても同様に謙譲的審査を適用することは、理論的には問題がないわけではない。したがって、右のような謙譲の根拠としての「民主的」性格が便宜的なものでなかつたとするなら、ここに至つて Chevron 判決の適用範囲が拡大されたことになる。

説 第一に、国民の権利義務に直接関係する権限を持たないOMBの行為についても、裁判所がその解釈に謙譲を払う可能性があるか否かが問題となりうる。けだしOMBは法律により規制権限は与えられていないからである。企業に対し労働者または第三者への情報開示を求めるOSHAの規則制定について、書類処理事務削減法がOMBに事前の審査権限を与えていたか否かが争点となつた United Steelworkers of America 事件判決<sup>(3)</sup>で、最高裁はOMBへの謙譲の主張を却け、同法が審査権限を与えていないことはあいまいもの余地がないとして右の適用範囲の問題には直接答えなかつた。<sup>(4)</sup> したがつて、この問題は今後に委ねられた。

(33) Chevron 判決は審査範囲を全部的に規律すべき理論としてのぐふれており、その後これを否定した判決はないかい、これが適用されない場合とは事実上これに言及していないといふ意味である。この件数については、前掲註(3)を参照。

(34) Merrill によれば、Chevron 判決直前の八一～八三年開廷期において審査範囲における「謙譲」の問題が関係していたとみなされる四五件のうち、機関の解釈が認容された件数は三四件（七五%）であったことと比べれば、八四年～九〇年期において一段階論を採用した三二件のうち、同様の件数が一九件（五九%）、右の理論を採用したかを問わず機関の解釈を認容した九〇件のうち同様の件数が六三件（七〇%）であることから、最高裁における一段階論の採用と機関の解釈に対する認容の可能性とは相関関係はないとのべらる。Merrill, *supra* note 3, at 984. これに対し、Schuck & Elliott による同様の実証的研究によれば、Chevron 判決以降巡回控訴裁判所では機関の解釈の謙譲を示す判決の比率が増大しつづけるべつだ。<sup>5</sup> Schuck & Elliott, *To the Chevron Station: An Empirical Study of Federal Administrative Law*, 1990 Duke L.J. 984, 1038.

(35) ある論文によれば、八七年の時点では最高裁において Chevron 判決の審査理論に依存したところのが二〇件、そのうち機関の解釈を却けたのが四件、控訴裁判所において同様の一五七件のうち、三七%が機関の解釈を却けたとしている。Note, *supra* note 3, at 993. 前掲註(2)参照。Sunstein は、同判決のアプローチが行政意思に対する立法の指示の優越性を承認する限りにおいて、Chevron 判決に対するその後の判例の健全な理解を示すものと積極的に評価する。Sunstein, *Law and*

- Administration after Chevron, 90 Colum. L. Rev. 2071, 2092 (1990). Farina, *supra* note 24, at 458ff. Davis が Chevron 判決に言及した上で「判斷代置審査を行った判決をもつてお示した後、捷足 Chevron 判決が審査範囲として裁判所が利用する選択肢を拡大したと讀むべしとの理解も可能である」と述べる。Davis, *supra* note 3, at 528.
- (36) Bonfield and Asimow, *State and Federal Administrative Law* 594 (1989); Farina, *supra* note 24, at 452. Dyk はこれほど、八九年開廷期に最高裁の Chevron 判決に言及した 10 件のうち、法律の規定が明瞭であり機関の解釈を違法としたもののが 11 件、委任権限を越えておの違法としたものの 1 件 (IRS v. FLRA, 58 U.S.L.W. 4447 (1990))、九〇年開廷期には機関の解釈が違法とされたのは同様に 7 件のうち 1 件について述べる。Dyk, *The Supreme Court's Role in Not Shaping Administrative Law*, 44 Admin. L. Rev. 429, 430 (1992). 下級審は多くは第 1 段階の合理性の審査に際して積極主義的な吟味を加えた例は少くない。
- (37) 前掲註(34)参照。
- (38) Sunstein, *supra* note 35, at 2091-92.
- (39) なお、Stevens の右のよひだ「動搖」は実質的に Chevron 判決の極端な消極主義を事実上繼承したもののが、同判決以後にノーガン政権によつて最高裁判事に任命された Scalia や Kennedy であった。Scalia も多くの判決において議会意思認定に際しての立法史への依存を強く批判している。INS v. Cardozo-Fonseca, 480 U.S. 421, 452 (1987); K Mart Corp. v. Cartie, Inc., 486 U.S. 281, 323-25 (1988)。彼らのよひだ主張が Chevron 判決の全員一致意見と整合的か否かは疑問がなじだはない。Kmiec も、議会意思の認定における立法目的への依存の主張に対し、「文言の厳格な解釈により適切な裁判所の役割を維持し、一般的な条項が機関の裁量を制限するために用ひられる」とが可能であるとの主張を却けたものとなり Dinetion Financial 審決と Chemical Manufacturers 審決を並べて論じ、後者の判決の少数意見を Chevron 判決と相容れだと指摘している。Kmiec, *Judicial Deference to Executive Agencies and the Decline of the Nondelegation Doctrine*, 2 Admin. L.J. Am. U. 269, 285-86 (1988)。規制緩和との関係については前掲註(32)参照。なお、議会意思の明瞭性の認定に際して立法史も並んで「明白な (plain) 文言」を根拠とする例があるが、これが循環論法といふものである。Rust v. Sullivan, 111 S. Ct 1759, 1769 (1991)。
- (40) 裁判所における立法に対する価値的認識の排除は一見明確に示されているかにみえる。「立法の最終的文言は、激しい戦い

の結果の妥協を反映」<sup>380</sup>。Board of Governors of the Federal Reserve System v. Dumention Financial Co., 474 U.S. 361, 374 (1986)。Starr 判事は、<sup>381</sup>「級審判決において環境保護立法に関して次のよきのぐいふる。「制定法が、單一の公共政策の達成または擁護をめざすだけであつて、このためにもなりふべき、もつておどりてお希な」としてわざわざ NRDC v. EPA, 822 F. 2d 104, 113 (D.C. Cir. 1987)。おた彼は、法律のあらがふる意味からいふれば、本質的に両立不可能な結果の達成を求める相矛盾し争う立法上の諸力の慎重に考慮された結果であるとのべてこ。」<sup>382</sup>のような立法とりわけそのよひ立つ価値的な側面に対する否定的認識から、解釈の指針を法律に含まれる価値体系の推論の中に見いだすとの否定が導か出われるので注目せねばならない。けだし、<sup>383</sup>このやうな見解はつまづくといふ法的価値からの逃避の一つの形態であつて、裁判所の役割を限定的に把握するといふ結びつくひであ。<sup>384</sup> Glicksman & Schroeder, EPA and the Courts; Twenty Years of Law and Politics, 54 L. & Contem. Prob. 249, 291 (1991).

「だみ」<sup>385</sup> Chevron 判決以後の環境関係の事例について、「議会の沈黙は、機関が相矛盾する制定法の諸目標を合理的に調整する政策選択をなす権限の默示的な委任と考えられや」と<sup>386</sup>の指摘がある。Glicksman and Schroeder, id. at 289. むのよだ観点にたてば、右にのべたように、立法はもともと单一の価値によって構成されてるのでなく妥協の産物であり、相矛盾する諸目標の間で満足すべき調整を図るのは行政機関の職務であつて、裁判所のそれではないから、裁判所がむりで法上の優越的な目標に矛盾するとして行政解釈を却けたりすれば、それは立法上の妥協を破壊し、立法過程の最終結果を変更するおそれがあることになる。Glicksman and Shroeder は、わゆなれどのよくな民主社会においてやむなし裁判所の限定的役割に反するものとなるといふ論理に批判的に觸及している。Id. at 291. むのよだ理論構造の検討は、一つの課題となる。See Farber & Frickley, Legislative Intent and the Public Choice, 74 Va. L. Rev. 423, 454-55 (1988); Pierce, The Role of the Judiciary in Implementing an Agency Theory of Government, 64 N.Y.U.L. Rev. 1239, 1255ff(1989)。

「だめ」Chevron 審決における「議会意思」の判断に對して、<sup>387</sup>その具体的な形態如何ではなくて、制定法が「明白な意味」を持つか否かむづかしい概念を用ひるに及んで、文理解釈主義の接近を圖るべく明ひかな傾向が訴えられる。指摘がある。K Mart Corp. v. Cartie, Inc., 486 U. S. 281 (1988); Mississippi Power v. Mississippi, 487 U. S. 354, 380 (1988). Merrill は、<sup>388</sup>このよだな言ふと著しい Chevron 判決の議会意思の認定は第一段階の微妙であるが重要な修正であり、<sup>389</sup> Chevron の公私からの逸脱は明白であるといふ。そして、法解釈権限の大きな転換の可能性をはらんでおり、

K Mart 事件判決が Scalia 及び Kennedy の「新正文主義 (New Textualism)」の最高裁判例となり起源である。Merrill, *supra* note 3, at 990-91. これに反対する指摘は、議会の「意図」や法律の「文面」を峻別する立場に立つ。Merrill, *supra* note 3, at 990-91. これに反対する Eskridge は、先の Cardozo-Fonseca 判決がその契機であったと評している。彼は、「この傾向の「新」が」も、その基礎に存在する公共選択論、厳格な権力分立およびイデオロギー的保守主義に見えたとしている。Eskridge, *The New Textualism*, 37 UCLA L. Rev. 621, 623 n. 11 (1990). なお、野坂泰司「憲法解釈における原意主義 (4)」<sup>41)</sup> 参照。

(41) See generally, Pierce, *supra* note 40, at 125ff; Scalia, *Judicial Deference to Administrative Interpretations of Law, 1989 Duke L. J.* 511; Wald, *The Sizzling Sleeper: The Use of Legislative History in Construing Statutes in the 1988-89 Term of the United States Supreme Court*, 39 Am. U. L. Rev. 277, 308 (1990). 全員一致意見による Stevens が次のようないくた例がある。「制定法の意味を決する場合、われわれは制定法の特定の文言のみならず、制定法の全圖に全体としておぼろやの目的と政策に考慮を払へるのである。」*Crandon v. U.S.* 58 L.W. 4234, 4236 (1990). もう一つの Chevron 判決が議会意図の認定に際して法の文言に限定せねばならぬ多様な要素を考慮すべきを求めていたといふ解するならば、後の後ろの二つの判例は Chevron 判決を逸脱するものの批判が可能となるが、この点はまさに大きな争点となつてゐると言ひ得る。Note, *supra* note 9, at 128; Dyk, *supra* note 36, at 430, n. 13.

(42) Anthony, *Which Agency Interpretations Should Bind Citizens and the Courts?* 7 Yale J. on Reg. 1, 25ff (1990). Anthonyは、合理性の審査について次のようないふる。『もし新たな解釈が制定法に適合し合理的であり、変更が理由のある決定作成に必要である適切に説明されれば、機関は見解を変更する』ことがであらむ。したがつて单一の真の解釈と継続的解釈が必要ではない。』*Id.* at 28. これによると、裁判所が機関と異なった解釈を採用するのと自体が問題なのではなく、機関が規則を改正しても新たな法解釈が制定法に適合しており合理的であるかぎり理由のある意思決定とみなされ、適切に説明されるなら違法ではないとの理解は、Chevron 判決の直前に最高裁が State Farm 事件判決において示した積極的審査とも適合的なものであった。拙稿「前掲註(3)」<sup>42)</sup> 参照。

(43) Bowen v. American Hospital Ass'n 106 S. Ct. 2101, 2112 (1986). Schwartz もこれを支持している。「機関への謙譲は、行政の行為に対する『根拠を考へる』ことが可能である場合には、常に規則を支持するところのようなものとなるわけでは

説

だる」 Schwartz, Administrative Law Cases during 1986, 39 Admin. L. Rev. 117, 136(1987).

(44) Davis, 5 Administrative Law Treatise 376(2d ed. 1990). だる、拙稿前掲註(2)八一へ1頁参照。Sunstein によれば、「最高裁は、機関の見解を拒否する事例のはへんじるべく Chevron 判決の第一段階に依存し、争点はうじて議会の明示的な決定を認定してくる」のであり、第二段階は機能としてふだんじるべ。Sunstein, supra note 33, at 2104.

Starr も、この第1段階での合理性の吟味を「海図なき領域」へのべり、依拠すぐれ法の欠如を指摘してくる。Starr, et al., supra note 4, at 356. だる、これに加えて、議会意思の認定といの合理性の審査において手がかりとなるものが異なるのか否かの問題があらへる。しかしの点は、最高裁が第二段階においては右にみたようにほとんど実質的に「合理性」の吟味 자체を行っていないために、明らかにはなっていない。きわめて例外的なものに、連邦労働関係局(FLRA)の解釈が法律規定の文言に反するといふ合理的ではないと判示した判決がある。しかし、これでは合理性の意味を明確にすればいいなく逆に第一段階に立ち戻っているのではないかとの疑問がある。IRS v. FLRA, 58 U.S.L.W. 4447 (1990).

(45) 行政領域の観点からこれらを概観すれば、Chevron 判決は環境規制にかかるものであったが、その審査理論はそのままに福祉給付、労使関係、市民的諸権利、エネルギー、食品医薬品、銀行業務なども含めて多様な領域にかかるわる判断において適用されてくる。判例または学説において、争点となつてゐる行政の領域または権利の性質、価値の序列関係にしたがつて、これらの整序が試みられてくるものは管見の限りでは存在せず、このよくな問題意識は希薄なよへどみえる。したがつて、適用範囲を意識してきたのは、むしろ学説においてであった。ある者は、Chevron 判決法理の限界として、①憲法上の争点の存在、②手続的適否の判定および③機関の解釈の如何が法律の中心的または実質的意味をもつ場合の三つをあげている。③には、管轄権に関する解釈が争点となる場合が含まれる。Note, supra note 3, at 1002ff. これに対して Sunstein は、同様に限界として以下の場合をあげている。①対象行為として立法的規則または法解釈権限の議会による委任の存在、②純粹の法律問題と対比される法の事実への適用事例、③法律的専門知識でなく、機関の専門的能力が関係する場合、④機関の管轄権に関係しないもの、⑤機関の手続的偏見が存在しないもの、⑥機関の見解が過去の慣行から逸脱しならるものである場合。Sunstein, supra note 35, at 2093-2101. See generally Herz, supra note 21, at 216ff. 拙稿、前掲註(2)九九一〇一頁参照。

(46) 480 U.S. at 446. Stevens は、本件における Chevron 判決の中や自身が註におこす「争点となつてゐる当該問題について」

ト」 という文言を用ひやしないとを適用範囲の限定の趣旨と強調し、あるいは「いわゆる」のような解釈が同判決によいで示されていたところである。しかし、そりや用ひられてる技術的構成そのものは古くから存在する。拙稿前掲註(2)八二頁参照。

(47) NLRB v. United Food & Commercial Workers Union, 484 U.S. 112, 123(1987). (引用省略) この純粹の問題にいざには仮に法の規定が明瞭でない場合でも、ふつたる第一段階に進むのではなく、第一段階において純粹の問題についての議会の意思を推定するため、「制定法解釈の伝統的手段」を用いることになる。なお、前掲註(31)参照。

(48) Id. at 134.

(49) Anthony は、Cardoza-Fonseca 事件における Stevens の限定的理解が、Chevron 判決における彼が意図したものではないと述べ、彼の新たな動搖もっては後退を示すに他ならぬとしている。Anthony, supra note 42, at 201f; do, Which Agency Interpretations Should Get Judicial Deference?—A Preliminary Inquiry, 40 Admin. L. Rev. 121, 124, n. 11(1988). 逆に Stevens の主張が Chevron 判決の理解として正しいだら、巡回判決のぐた審査範囲はその伝統的な形態とやつて変わらないことになる。例えば争点が法律ではなく憲法の解釈問題である場合、実施された手続の適否である場合、および司法審査規定の解釈問題である場合に、最高裁は特に Chevron 判決に言及しなどで判決を下してくるのをあげて、そのよみに主張する者がある。Note, *supra* note 3, at 1002ff. See Commodity Futures Trading Commission v. Schor, 478 U.S. 333 (1986). 前掲註(45)参照。

(50) Mississippi Power v. Mississippi, 487 U.S. 354 (1988).

(51) Id. at 380-381. Scalia は、「もはや裁判所の権限の範囲」「制定法上の管轄権または権限に対する行政解釈に謙譲を与えるのが必要が適切である」とは明白である。機関による権限の越えて授權された権限の適用の超越との区別を見分けることは不可能である」とから、「それは謙譲のため的一般的根拠と適合している」とから、「それは適切である。すなわち、議会は、広い範囲で、制定法上の権限または管轄権におけるあいまいもの解決に責任を持つ」とを本来期待しているのである。」 Id. 最高裁が管轄権の存否についての機関の解釈に謙譲の意を示した例をつけて統一して、「Massachusetts v. Morash, 109 S. Ct. 1668 (1989); 他方、これを排除して明瞭な議会意思を認定したものの例は、Commodity Futures Trading Com. v. Schor, 478 U.S. 333(1986); Dole v. United Steelworkers of America, 119 S.Ct. 944(1990)。

## 説論

See Sunstein, *supra* note 35, 2097ff.

- (52) 「……譲讓の事例は、機関が『執行を委ねられた』制定法に常に限定されしかた。」「機関が、その管轄権の範囲を制限する制定を『執行』しないか、」のよった制定法は機関に『委ねられ』ではない。」 487 U.S. at 386-387. 学説の多くは、右の Brennan 判事の見解を支持し、管轄権にひらく Chevron 判決の譲讓の適用には批判的である。「我が国の抑制と均衡のシステムは、政府機関に近い行政の権限を判定するための監督があるのではなく、譲讓される場合にのみ、譲讓される場合にのみ適切だまんこ。」 Note, *supra* note 3, at 1005. See Sunstein, *supra* note 35, at 2097; Schwartz, *Administrative Law Cases during 1989*, 42 Admin. L. Rev. 423, 445(1990); do, *Administrative Law Cases during 1990*, 43 Admin. L. Rev. 473, 489(1991); See generally Levin, *Review of "Jurisdictional" Issues Under the Bumpers Amendment*, 1983 Duke L. J. 355; Farina, *supra* note 24, at 463, n. 53.
- (53) 「譲讓原則は、法を解釈する権限を付与されたない機関のなす解釈にまで拡大するものではない。」 Sunstein, *supra* note 35, 2093. Sunstein は委任の範囲を厳格に解釈する。例えば、法律違反者への訴追権限を付与されても立法的規則の制定権限がない場合には、実際に定められた規則の審査にあたって譲讓を示される条件にはあたらないところ。また、彼は委任が存在するとしている。「法の解釈権限」と「法を執行する権限」を峻別し、譲讓的審査のためには実体的な後者の権限の委任の存在を求める。<sup>142</sup> Sunstein, *id.* at 2094. Herz, *supra* note 21, at 204.
- (54) Adams Fruit Co. v. Barrett, 110 S. Ct. 1384, 1390(1990); Massachusetts v. Morash, 109 S. Ct. 1668, 1673 (1989). See Sunstein, *supra* note 35, at 2071.
- (55) Sunstein, *id.* at 2093.
- (56) Schwartz, *supra* note 52, at 444. Scalia は、補足意見の中や「機関の見解に対する我々の扱いが Chevron 判決によって規律される時代」として「立法的規則対他の行為の……」[分論は時代錯誤である] よりよく。<sup>143</sup> EEOC v. Arabian American Oil Company and Aramco Service Co., 59 L. W. 4229(1991). Farina, *supra* note 24, at 472, n. 79.
- (57) 公共団体である連邦預金保証協会の解釈は立法的規則ではなく、議会の直認である一致しており相当の尊重が払われる。Federal Deposit Insurance Corp. v. Philadelphia Gear Corp., 476 U.S. 426(1986). 立法的規則ではなく解釈指針として最高裁が譲讓を表明する場合の例は、Penton Benefit 110 S. Ct. 2668 (1990)。解釈的規則に対する從来の最高

裁の態度については、Davis, 2 Administrative Law Treatise 59-64(2nd ed. 1979).

(58) いのよつた論理が首肯せらるゝのが否かせりやうな問題へつた。たゞ、拙稿、前掲註(2)九八一九九頁参照。

(59) ZIMMERMAN, NLRB v. United Food and Commercial Workers Union, 484 U.S. 112 (1987).

(60) Dole v. United Steelworkers of America, 58 L.W. 4204 (1990).

(61) Brennan はじめ多数意見は、同法は政府自身が利用するための資料要求の審査権限を与へるが、第三者の便益のための情報にいつても定めてはならないとのぐじらる。Scalia はじめの多数意見に同調せらる。これに対し、White は少数意見において、「OMBによる同法の解釈は、あわらんそれが制定法の許容せらる解釈にむじていてる場合には謙讓を受ける資格があら」として明示的に OMB の解釈への謙讓をのぐじらる。Id. at 4204-05. ただしの限りでは、本稿のうような OMB の組織上の地位に着目する見解はみられなくとも思ふ。たゞ、いの事件とは異なり、OMB による審査が法律による根拠を持たない場合よりこの論点となりえらる。Foster, A Limit to OMB's Authority Under Paperwork Reduction Act in Dole v. United Steelworkers of America : A Step in the Right Direction, 6 Admin. L. J. Am. U. 153(1992).

む  
す  
び

前稿においても指摘したよう、アメリカ行政法学における審査範囲理論に対しても、かねてからその非体系性と理論の欠如とが特徴として指摘されてきた。それは、この問題が本案上の争点に対して示される裁判所の判断がより直接的に反映する法技術であると同時に、裁判所がしばしば一般的理論の技術的構成を試みることなく、個々の事例に好都合の枠組を用いてきたからである。いのよつとして、判例における審査範囲の傾向的特徴として個別的で便宜的な積極主義と消極主義とが並存していたにすれども、次第に両者を整合的に説明する」とへの関心は、実務においても学説においても希薄化せらるをえなかつたのである。

これに対して、八四年の Chevron 判決は右のような不確定状況に対して、一般的な審査範囲理論の枠組を明確に

示すことによって、これへの賛否はともかく画期的な意義を持ちえたかにみえた。確かに、同判決に言及しない判決がその後もなお最高裁において相当数継続しており、ここにこの問題の便宜的把握傾向がうかがわれるとはいえ、この判決はそれ以降の審査範囲理論に枠組を与えるという意味において、これを実質的に規定してきたといつてさしつかえない。しかしながら、この判決の示した審査範囲理論はそれ自体謙譲的と評されるよう著しい消極主義的傾向を帯びていると同時に、技術的構成にわたる数多くの点についてなお整序されない部分を含み、その基本的内容の構成と適用範囲について最高裁内部において新たな対立を生んでいる。それは、Chevron判決の理論に対する種々の限定的理解ないし修正とイデオロギー的拡大という相矛盾した傾向の並存である。そして、このいづれが法廷で多数を形成しうるかは、本案判決における意見の対立とかかわってきわめて複雑な様相を呈している。したがって、最高裁判が全体として示す審査理論は、同判決にもかかわらず、あらたな意味での一貫した理論の欠如と便宜主義による主觀性を免れておらず、その整序はなお残された課題といえよう。

完

(付記) 本稿は大阪経済法科大学一九九一年度研究補助金による成果である。